おいて発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$E_{令2}$ ＝ 0.02147

$E_{令3}$ ＝ 0.02174

$E_{令4}$ ＝ 0.00345

$E_{令5}$ ＝ 0.00475

$E_{令6}$ ＝ 0.00719

$F_n$　児童相談所一時保護施設整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債の額に相当する額

$G_{令2}$ ＝ 0.02147

$G_{令3}$ ＝ 0.02174

$G_{令4}$ ＝ 0.00345

$G_{令5}$ ＝ 0.00475

$G_{令6}$ ＝ 0.00719

$H_n$　公共施設又は公用施設におけるこども・子育て支援機能強化のための改修事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得たこども・子育て支援事業に係る地方債の額に相当する額

$I_{令6}$ ＝ 0.00719

$J_n$　こども・子育て支援機能強化のための公共施設の新築、増築又は改築事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得たこども・子育て支援事業に係る地方債の額に相当する額

$K_{令6}$ ＝ 0.00431

$L_n$　子育て関連施設における環境改善事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得たこども・子育て支援事業に係る地方債の額に相当する額

$M_{令6}$ ＝ 0.00719

$N_n$　認定こども園（公立の幼稚園型、保育所型及び地方裁量型並びに私立の地方裁量型をいう。）の保育所機能又は幼稚園機能に係る施設等の整備に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得たこども・子育て支援事業に係る地方債の額に相当する額

おいて発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$E_{令2}$ ＝ 0.02151

$E_{令3}$ ＝ 0.00144

$E_{令4}$ ＝ 0.00345

$E_{令5}$ ＝ 0.00475

$F_n$　児童相談所一時保護施設整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債の額に相当する額

$G_{令2}$ ＝ 0.02151

$G_{令3}$ ＝ 0.00144

$G_{令4}$ ＝ 0.00345

$G_{令5}$ ＝ 0.00475